

ポリカーボネート採光建材

建築基準法での規制について

屋根用途に使用する場合には、建築基準法63条及び同法施行令第136条の2の2第1号の規定に適合するものとして、ポリカーボネート・ガラスネット強化ナミタS・畜産ナミタ・厚さ2mm以上8mm以下の一般ポリカーボネートプレート・ポリカ折板が該当します。

用途

- 防火・準防火地域において不燃性物品を保管できる倉庫、その他これに類する用途の建築物の屋根に使用できます。(ただし、屋根以外の主要構造部が準不燃材料であることが必要です。)
- 高い開放性を有する簡易建築物の屋根に使用できます。
- クロス貼り採光プレートは用途制限がなく、防火・準防火地域の屋根に使用できます。(ただし、DR認定の屋根構造であることが必要です。)

タキロンシーアイの製品での該当品一覧

分類		適用部位	防火・準防火地域	法22条指定地域	その他	
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	ポリカーボネートプレート (DW-9054) ※ポリカ折板含む ポリカ折板ハセタイプ (DW-0110) ポリカナミタ アルミニウム合金製下地屋根 (DW-0114(1)) 鋼製下地屋根 (DW-0114(2)) ガラスネット強化ナミタS (DW-9009) 畜産ナミタ (DW-9040)	スケート場、水泳場、スポーツの練習場 その他これに類する運動施設 その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途 ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途 ・通路、アーケード、休憩所 ・十分に外気に開放された停留所、自動車車庫 (床面積30㎡以下)、自転車置き場 ・機械製作工場	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする (ポリカーボネート板の場合) 厚さ8mm以下 (ポリカーボネート折板の場合) 見付面積に対する等価厚さに換算し8mm以下 面積制限無し	
	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場	自動車車庫 (150㎡未満)	屋根、壁	延焼のおそれのある部分以外の部分	厚さ8mm以下で、間仕切り壁を有しないもので階数1かつ3000㎡以内まで可 (法84条の2、令136条9、10) ※建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁、又は令126条の2第2項に規定する防火設備で区画する	
簡易な構造の建築物 (開放的簡易建築物)	上記各DW認定仕様 ポリカーボネートプレート JIS K6735 認証品 ポリカナミタ (32波) JIS K6735 認証品 ガラスネット強化ナミタS 畜産ナミタ [建設省告示第1443号による]	スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これに類する運動施設 不燃性の物品の保管 その他これと同等以上に火災の発生するおそれの少ない用途	壁	延焼のおそれのある部分	不可	
制限なし	クロス貼り採光プレート アルミニウム合金製下地屋根 (DR-1857(1)) 鋼製下地屋根 (DR-1857(2))	用途制限なし	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分 延焼のおそれのある部分	DR認定の屋根構造は下地・葺き材・留付け材・止水材等も含めた構造認定となります。詳細は担当者にお問い合わせください。	

【防火材料、防火設備等】

コード	材料・設備等種別
NM	不燃材料
NE	外部仕上げ用
QM	準不燃材料
QE	外部仕上げ用
RM	難燃材料
RE	外部仕上げ用

コード	材料・設備等種別
DR	防火地域又は準防火地域における屋根
DW	不燃性の物品を保管する倉庫等
UR	法22条区域における屋根
UW	不燃性の物品を保管する倉庫等

ナミタ

畜産資材

ポリカーボネート/FRP・加工品

ルメカーボ

トップライト

アウトタープラインド

仮設資材

床下物入れ

サイホン雨どいシステム

住宅用雨どい

非住宅用雨どい

雨水貯留・浸透施設

デッキ材

ぬれ縁

勝手口ステップ

断熱材受け

庭の流し

関連製品

図面集・建築法規

ポリカーボネート採光建材

NFNN-9932認定について

2008年11月27日、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む）の規定に基づき、同法施行令第108条の3第1項第二号の規定に適合するものとして、認定番号【NFNN-9932】の大臣認定を取得しました。

以下、「ポリカーボネート（PC）板を用いた建築物における主要構造物の構造方法」を満たせば耐火・準耐火建築物に使用可能となりました。

●適用範囲

本構造方法は、建築物の屋根の全部又は一部を日本工業規格JIS K6719及びK6735に適合した厚さ8mm以下のポリカーボネート板を用い、建築基準法施行令136条の2の2第一号に規定する基準を満たす構造とした建築物（不燃性の物品を保管する倉庫等その他これに類するもの）。

●用語の定義

※ポリカーボネート板等の部分

屋根及び外壁のポリカーボネート板で造られた部分ならびにこれを支持し、又は補強するための取付金具その他これらに類する部分。

※ポリカーボネート板屋根部分

ポリカーボネート板等の部分を有する建築物の部分で、その他の部分と床又は壁若しくは戸で区画された部分、又はポリカーボネート板等の部分を有する建築物の全体をいう。

ポリカーボネート（PC）板を用いた建築物における主要構造物の構造方法

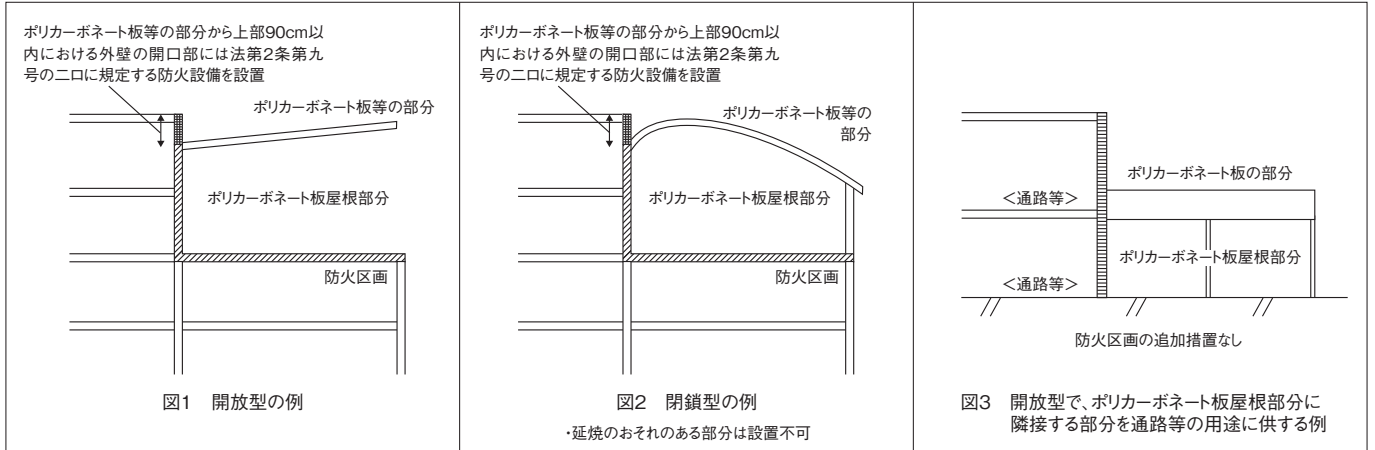
	構造	用途	防火上の措置		
			設置できる床からの最低高さ	備考	
P C 板 屋 根 部 分 1/2	(開放型) 2.2の基準により外周部が外気に開放されているもので、右記に掲げる用途その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもの	A-① ・水泳場 ・テニスの練習場 ・スケート場 これらと同等以上に火災の発生のおそれ著しく少ないスポーツ練習場	PC板厚み 1.5mm ≤ t < 2mm 2mm ≤ t < 3mm 3mm ≤ t < 5mm 5mm ≤ t < 8mm 8mm	最低高さ 3.7m 3.5m 3.3m 2.9m 2.7m	
		A-② ・通路 ・休憩所 A-③ ・自転車置場 A-④ ・不燃性物品を取り扱う作業場 A-⑤ ・遊技 ・イベント会場 A-⑥ ・停留所 ・バイク置場	PC板厚み 1.5mm ≤ t < 2mm 2mm ≤ t < 3mm 3mm ≤ t < 5mm 5mm ≤ t < 8mm 8mm	最低高さ 7.5m 7.0m 6.5m 5.5m 5.0m	

(註)2.2の基準 ⇔ 以下の(1)から(3)の基準に適合すること

- ポリカーボネート板屋根部分の常時外気に開放されている開口部（開口部の上端が天井面又ははりの下端の高さに設けられ、かつ開口部の大きさが高さ方向に2.1m(天井面又ははりの下端が床面から2.1m未満の高さにある場合はその高さ)以上確保されているものに限る。以下(2)において同じ)の面積の合計が、当該ポリカーボネート板屋根部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひし、はね出し線その他これらに類するものがある場合においては、その端。以下同じ。)で囲まれた部分の水平投影面積の1/6以上であること。
- 常時外気に開放された開口部の幅の総和が外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計の1/4以上であること。
- ポリカーボネート板屋根部分から、(1)及び(2)の基準を満たす開口部に至る水平距離が30m以内であること。

	構造	用途	防火上の措置		
			設置できる床からの最低高さ	備考	
P C 板 屋 根 部 分 2/2	(閉鎖型) 右記に掲げる用途その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが著しく少ない用途に供するもの	B-① ・水泳場 ・テニスの練習場 ・スケート場 これらと同等以上に火災の発生のおそれ著しく少ないスポーツ練習場	PC板厚み 1.5mm ≤ t < 2mm 2mm ≤ t < 3mm 3mm ≤ t < 5mm 5mm ≤ t < 8mm 8mm	最低高さ 3.7m 3.5m 3.3m 2.9m 2.7m	ポリカーボネート板等の部分が延焼のおそれのある部分以外の部分に設けられていること
		B-② ・通路 ・収納可燃物の少ないロビー	PC板厚み 1.5mm ≤ t < 2mm 2mm ≤ t < 3mm 3mm ≤ t < 5mm 5mm ≤ t < 8mm 8mm	最低高さ 7.5m 7.0m 6.5m 5.5m 5.0m	

	構造	PC板屋根部分とPC板屋根部分以外の部分の区分	
PC板屋根部分以外の部分の構造	1・PC板屋根部分以外の主要構造部は耐火構造とすること 2・PC板屋根部分におけるPC板等の部分以外の主要構造部は耐火構造とすること	PC板等の部分から上部90cm以内における外壁の開口部には法第2条第九号の二口に規定する防火設備を設けること。 ただし、PC板屋根部分以外の部分のうちPC板屋根部分に隣接する部分を通路、収納可燃物の少ないロビーその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する場合については、この限りではない。 図1～図3の例示の記載あり	ナミイタ 畜産資材 ポリカーボネート/FRP・加工品 ルメカーボ トップライト アウターブラインド 仮設資材



※上記内容は、当社で纏めたものであり、最終判断は各自治体の指定確認検査機関に確認してください。

建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の2第1号について

建築基準法が改正となり、波板、ポリカーボネート板に関する改正の主な内容は準難燃と38条認定（関係法令：東住指発第409号・東住街発第111号）が廃止になりました。

従来、波板で法の適用のあったものは準難燃、ポリカーボネート板では準難燃と38条認定になり、新法では建築基準法第63条及び同法施行令第136条の2の2第1号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根“不燃性物品を保管する倉庫等の屋根に使用できる構造”）の規定に適合するものとして、以下の大臣認定を受けております。

この大臣認定を受けたものについては、法第22条第一項・法第25条・法第63条による屋根において、屋根以外の主要構造部を準不燃材料として不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類する用途について使用可能となります。

製品名	大臣認定番号
ポリカーボネートプレート・ポリカ折板	DW-9054
ポリカ折板ハゼタイプ	DW-0110
ポリカナミイタ	DW-0114 (1) アルミニウム合金製下地屋根
	DW-0114 (2) 鋼製下地屋根
ガラスネット強化ナミイタS	DW-9009
畜産ナミイタ	DW-9040

●使用可能な範囲

区分：法第22条第一項・法第25条・法第63条により要求される屋根

用途：不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途

[国土交通大臣が定める用途（建設省告示第1434号）]

- 一 スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
- 二 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途
- 三 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場

構造：屋根以外の主要構造部が準不燃材料

※不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途（建設省告示第1434号）の解釈については、日本建築行政会議により以下の内容でその解釈を公開しています。

【参考資料】日本建築行政会議（JCBO）ニュース

平成14年5月30日 日本建築行政会議 “建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合” 「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途（平12建告第1434号）に該当するものは以下のものとする」

- 一号：スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設（※）
（※）その他これらに類する運動施設とは、テニスの練習場、ゲートボール場等スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途を言う。
- 二号：不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途（※）
（※）その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途の例として以下に掲げる用途が考えられる。
① 通路、アーケード、休憩所
② 十分に外気に開放された停留所、自動車庫（床面積が30㎡以下のものに限る）、自転車置き場
③ 機械製作工場
- 三号：畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖及び養殖場

ナミイタ

畜産資材

ポリカーボネート/FRP・加工品

ルメカーボ

トップライト

アウターブラインド

仮設資材

床下物入れ

サイホン雨どいシステム

住宅用雨どい

非住宅用雨どい

雨水貯留・浸透施設

デッキ材

ぬれ縁

勝手口ステップ

断熱材受け

庭の流し

関連製品

図面集・建築法規